

令和6年9月5日

市政記者クラブ様

交通局 施設部施設計画課
(仙石 972-3917)

土壌汚染の報告について

当局事業中の本山駅の施設改良工事（一般土木工事）（週休2日制）において、掘削土搬出に伴う土壌調査を行った結果、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（環境保全条例）に基づき定める基準の値を超える物質が検出されました。

環境保全条例第57条の2に基づき、令和6年9月5日に環境局へ報告しましたので、下記の通りお知らせします。

記

1 検出場所

千種区末盛通5丁目付近

2 汚染の状況

項目	汚染物質	基準を 超えた濃度	基準に 対する倍率	基準	基準超数 ／調査数
土壌溶出量 調査	砒素	0.027 mg/L	2.7 倍	0.01 mg/L 以下	1/1

3 今後の対応

当面の措置や今後の対応について、環境局と十分に協議を行い実施していきます。

4 対象地



出典：名古屋市都市計画基本図

凡例

基準超過地点	砒素	●
--------	----	---

<参考>基準を超過した物質の毒性について

【^ひ砒素及びその化合物】

急性毒性：70～200 mgの摂取により、嘔吐、下痢、脱力感、筋肉けいれん等が現れ、昏睡後死亡する。

* 70 mgは、今回の土壌の濃度 (0.027 mg/L) では、水 2,600L に含まれる量になります。

慢性毒性：3～6 mg/L の量の長期摂取によっても起こり、一般的には目・鼻・のど等の粘膜炎症に続き、筋肉の弱化、食欲減退が起こる。

発がん性：国際がん研究機関 (IARC) は、砒素及び砒素化合物をグループ 1 (人に対して発がん性がある) に分類している。

出典「改訂 4 版水道水質基準ガイドブック」

「化学物質ファクトシート (環境省ウェブサイト)」

(下線部分は、名古屋市において挿入しました。)